

議案第40号

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例中一部改正の件

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和7年9月25日提出

芽室町長 手 島 旭

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例（平成10年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「女性」を削る。

第4条を削る。

第5条ただし書中「指定管理者は、特別の理由があると認めるときは」を「町長が必要と認めるときは」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「指定管理者」を「町長」に改め、同条第5号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条を削り、第17条を第15条とする。

別表中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前のめむろ駅前プラザ設置及び管理条例第6条の許可を受けている者は、改正後のめむろ駅前プラザ設置及び管理条例第5条の許可を受けた者とみなす。

説 明

めむろ駅前プラザの指定管理者による管理を指定期間の満了をもって取りやめ、直営による管理を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

めむろ駅前プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
(設置) 第2条 町民の生活文化の向上、各種団体活動の振興、地域産業の活性化を図るため、めむろ駅前プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。	(設置) 第2条 町民の生活文化の向上、各種<u>女性</u>団体活動の振興、地域産業の活性化を図るため、めむろ駅前プラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。
	<u>(管理の代行)</u> <u>第4条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、プラザの管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。</u> (1) <u>プラザの施設及び設備の維持管理</u> (2) <u>第6条の使用許可</u> (3) <u>使用料金の収受に係る事務</u> (4) <u>その他町長が必要と認める業務</u>
(利用時間及び休館日) 第4条 プラザの利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、<u>町長が必要と認めるときは</u>、これを変更することができる。	(利用時間及び休館日) 第5条 プラザの利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、特別の理由があると認めるときは</u>、これを変更することができる。
一略一	一略一
(使用の許可) 第5条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ<u>町長</u>の許可を受けなければならない。	(使用の許可) 第6条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。

改正案	現 行
2 <u>町長</u>は、前項の許可を与える場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第6条 <u>町長</u>は、プラザの使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。 (1)～(3) 一略一 (使用料) 第7条 <u>第5条</u>の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。 2 一略一 (使用料の減免) 第8条 一略一 2 一略一 (使用料の返還) 第9条 一略一 (目的外使用等の禁止) 第10条 一略一 (特別施設の設置等) 第11条 使用者は、プラザの使用にあたって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ<u>町長</u>の承認を受けなければならない。	2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可を与える場合において、プラザの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第7条 <u>指定管理者</u>は、プラザの使用目的が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しない。 (1)～(3) 一略一 (使用料) 第8条 <u>第6条</u>の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。 2 一略一 (使用料の減免) 第9条 一略一 2 一略一 (使用料の返還) 第10条 一略一 (目的外使用等の禁止) 第11条 一略一 (特別施設の設置等) 第12条 使用者は、プラザの使用にあたって特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ<u>指定管理者</u>の承認を受けなければならない。

改正案	現 行
(使用許可の取消し等) 第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>町長</u>はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合、使用者に損害をおよぼすことがあっても<u>町長</u>は賠償の責めを負わない。 (1)～(4) ー略ー (5) 第6条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。 (原状回復) 第13条 ー略ー 2 ー略ー (損害賠償) 第14条 ー略ー (委任) 第15条 ー略ー 別表 (第7条関係) めむろ駅前プラザ使用料	(使用許可の取消し等) 第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者</u>はその使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合、使用者に損害をおよぼすことがあっても<u>指定管理者</u>は賠償の責めを負わない。 (1)～(4) ー略ー (5) 第7条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。 (原状回復) 第14条 ー略ー 2 ー略ー (損害賠償) 第15条 ー略ー <u>(町長による管理)</u> 第16条 <u>第6条、第7条、第12条及び第13条の規定は指定管理者に代わって、町長がプラザの管理を行う必要が生じた場合に準用する。この場合において、第6条、第7条、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。</u> (委任) 第17条 ー略ー 別表 (第8条関係) めむろ駅前プラザ使用料
ー略ー	ー略ー

改正案	現 行
備考 一略一 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際現に改正前のめむろ駅前プラザ設置及び管理条例第6条の許可を受けている者は、改正後のめむろ駅前プラザ設置及び管理条例第5条の許可を受けた者とみなす。</u>	備考 一略一